

## 実験動物の緊急時への対応について

### 1. 緊急時への備え

#### (1) 物品の備蓄

##### ①水と飼料、床敷

緊急時に備え、水と飼料、床敷を備蓄しておく。備蓄したものは、計画性をもって定期的に入れ替える。

##### ②災害時に必要となる物品

水道が使えない状況での汚物処理に備え、ウエットシート、ペーパータオル、ポリ袋、ポリ手袋などを備えておく。

#### (2) 動物の逸走防止

動物の飼育には脱出防止装置の付いたケージを用い、動物飼育室入口に鼠返しを設置する。飼育装置・飼育架台は床や壁等に固定し、ケージの落下を防ぐようにする。動物実験施設から退室するときは、短時間であっても施錠する。

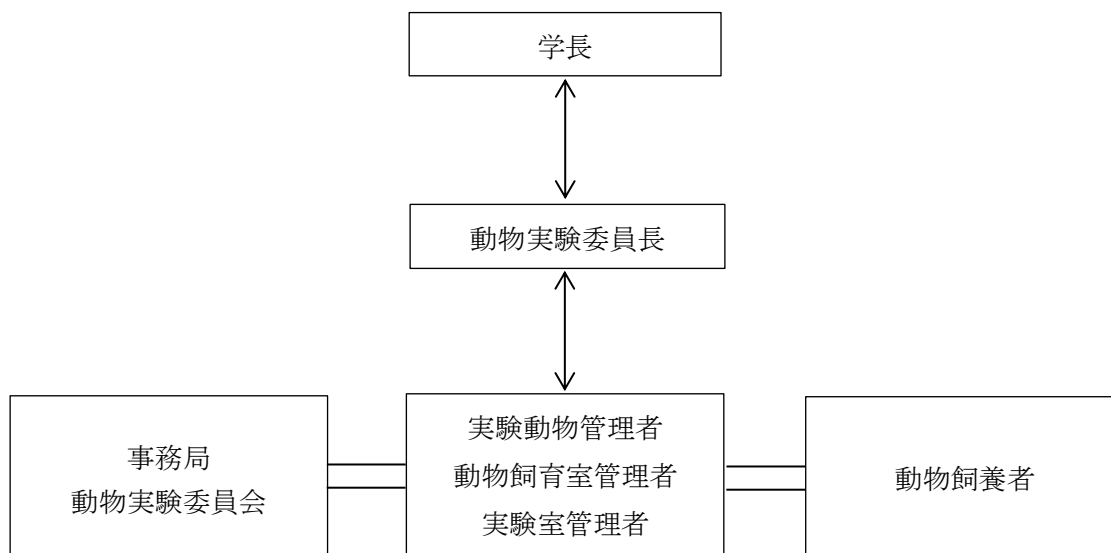
### 2. 災害発生時における措置

動物飼育室管理者、実験動物管理者及び実験室管理者は対応策を協議し、動物実験委員長及び学長に報告して指示を仰ぎつつ、動物飼養者と協力して下記の措置を講じる。

- ① 動物飼育室及び動物実験室の施錠を確認し、実験動物を逸走させないようにする。
- ② 実験動物を保護し、動物飼育室及び動物実験室の復旧を行う。動物が逸走した場合は、速やかに捕獲するように努める。
- ③ 停電が続く場合は、発電機を入手し、動物飼育室を適温に維持するようにする。
- ④ 発電機や水・飼料等の確保が難しい場合は学長に報告し、学長の判断の下に人道的な方法を用いて安楽死処置を施す。
- ⑤ 施設の機能がほぼ復旧できた時点で、被害の状況、対応した内容等について報告書をまとめ、大学・文部科学省等の関係部局に報告する。
- ⑥ 災害発生が予測される場合も①～⑤に準ずる。

### 3. 緊急時の連絡体制

緊急時の連絡体制については別紙の通りとする。



[連絡網]

動物実験委員会で毎年作成を行うものとする。